委託契約書

委託者（甲）　青森県青森市長島一丁目１番１号

青森県

受託者（乙）

　上記当事者間において、「青森県肝炎治療特別促進事業実施要綱」（以下、「要綱」という。）に基づいて実施する肝炎治療の委託について、次のとおり契約を締結した。

　（ただし、　　　　　　　　を除く）

1. 甲は、肝炎治療について乙（医療機関名：　　　　　　 　）に委託し、乙は

これを受託した。

1. 乙が行う肝炎治療は、要綱第９の規定によって、甲が認定した者に限るものとする。
2. 乙が行う前条の肝炎治療の範囲は、要綱第３のとおりとする。
3. 肝炎治療に要する費用について、乙が甲に請求することのできる額は、要綱第６第２項

　によるものとする。

1. 乙が前条による請求を行うときは、要綱第１６の規定によるものとする。
2. 乙は、甲からこの肝炎治療について必要な調査、報告等を求められたときは、回答しな

ければならない。

第７条（A）委託期間は、　　　　年　　月　　日から　　　　年３月３１日までとする。ただ

し、この契約の委託期間の終期までに、甲乙いずれか一方より何らかの意思表示をしないとき

は、１か年間同一の条件で契約を更新したものとし、その後も同様とする。

第７条（B）委託期間は、　　　　年　　月　　日から　　　　年３月３１日までとする。ただ

し、この契約の委託期間の終期までに、甲乙いずれか一方より何らかの意思表示をしないとき

は、１か年間同一の条件で契約を更新したものとし、その後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までの間に行われた肝炎治療についても、前項の期間内に行われたものとみなして、この契約を適用する。

第８条　この契約書に定めるもののほか、この契約を実施するために必要な事項は、その都度、

甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約を証するため、本契約書を２通作成し、双方記名押印し、各自その１通を所持するも

のとする。

　　年　　月　　日

甲　青森県知事　三　村　申　吾

乙

委託契約書

委託者（甲）　青森県青森市長島一丁目１番１号

青森県

受託者（乙）

　上記当事者間において、「青森県肝炎治療特別促進事業実施要綱」（以下、「要綱」という。）に基づいて実施する肝炎治療の委託について、次のとおり契約を締結した。

　（ただし、　　　　　を除く）

1. 甲は、肝炎治療について乙（医療機関名：　　　　　　 　）に委託し、乙は

これを受託した。

1. 乙が行う肝炎治療は、要綱第９の規定によって、甲が認定した者に限るものとする。
2. 乙が行う前条の肝炎治療の範囲は、要綱第３のとおりとする。
3. 肝炎治療に要する費用について、乙が甲に請求することのできる額は、要綱第６第２項

　によるものとする。

1. 乙が前条による請求を行うときは、要綱第１６の規定によるものとする。
2. 乙は、甲からこの肝炎治療について必要な調査、報告等を求められたときは、回答しな

ければならない。

第７条（A）委託期間は、　　　　年　　月　　日から　　　　年３月３１日までとする。ただ

し、この契約の委託期間の終期までに、甲乙いずれか一方より何らかの意思表示をしないとき

は、１か年間同一の条件で契約を更新したものとし、その後も同様とする。

第７条（B）委託期間は、　　　　年　　月　　日から　　　　年３月３１日までとする。ただ

し、この契約の委託期間の終期までに、甲乙いずれか一方より何らかの意思表示をしないとき

は、１か年間同一の条件で契約を更新したものとし、その後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までの間に行われた肝炎治療についても、前項の期間内に行われたものとみなして、この契約を適用する。

第８条　この契約書に定めるもののほか、この契約を実施するために必要な事項は、その都度、

甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約を証するため、本契約書を２通作成し、双方記名押印し、各自その１通を所持するも

のとする。

　　年　　月　　日

甲　青森県知事　三　村　申　吾

乙